

中華民国憲法における憲法改正の限界説と無限界説

—大法官解釈499号をきっかけに—

羅 國 應

はじめに

第1章 台湾における「違憲」の憲法改正

第2章 憲法改正限界説

第3章 憲法改正無限界説

おわりに

はじめに

2000年3月24日に、台湾（中華民国）の違憲審査機関である司法院大法官會議は、一件の解釈（判決）を出した。その中で大法官會議は、憲法改正機関である国民大会が1999年9月4日に議決した第5回憲法改正を違憲・無効だと宣言し、その結果、第5回憲法改正は無効になった。

今回の大法官會議解釈では次の3つの点が問題とされた。第一に、国民大会が憲法改正案を議決する場合、記名投票によって行うべきところ、この改正の議決が無記名投票で行われたことが、手続上の瑕疵として違法であるかどうかという問題、第二に、国民大会代表の選出方法が直接選挙から比例代表制に変更され、その任期が延長されたことが憲法第1条の民主国原理と共和国原理に反するか否かという問題、第三に、大法官會議は憲法改正の「合憲性」を審査する権限を持つか否かという問題である。

上記の司法院大法官會議499号解釈¹（以下、「499号解釈」と略す）は、何が中華民国憲法の改正の限界になるのか、その具体的な内容については必ずしも明確に答えていない。また、そもそも、憲法改正の実体的な限界がどのようにして根拠付けられるのかについても、はっきりとした説明をしているわけではない。そこで、本稿では、中華民国憲法には改正の実体的な限界があるかどうかという問題について、日本の学説と台湾の学説を検討することを通じて、再考したいと思う。

¹ 司法院公報第42卷5期1-59頁。

第1章 台湾における「違憲」の憲法改正

I 台湾における憲法改正の手続

(1) 2005年以前の改正手続

中華民國憲法の改正について、第174条は、次のように規定していた。

「憲法の改正は、左記のいずれかの手続によって行わなければならない。

- 一 国民大会代表総数の5分の1が提議し、3分の2の出席および出席代表の4分の3の決議で、これを改正する。
- 二 立法院立法委員の4分の1が提議し、4分の3の出席および出席委員4分の3の決議で、憲法改正案を作成し、国民大会に複決を提議する。本号の憲法改正案は、国民大会開会の半年前に、これを公告しなければならない。²⁾

このように、憲法改正案は、国民大会と立法院両方ともに発議することができるものとされていたが、立法院が憲法改正案を発議し、議決する場合、国民大会に送付して承認を得なければならないとされていた。それ故、憲法改正の最終決定権を持つのは国民大会であった。

国民大会は、孫文の独特の発想に由来する機関であって、通常の立法権を行使する立法院とは異なる国民代表機関である。孫文は、国民が政府機関を監督するために有する権限として、「選挙」「罷免」「創制（国民発案）」「複決（国民投票）」という4つの権限を挙げる（中華民國憲法第17条参照）。これらの権限は本来国民自らが行使すべきものであるが、当時の中華民國の実情にかんがみ、孫文は、国民大会がこれらの権限を行使すべきだと考えたのである。すなわち、「憲法ノ發布後ニ於イテハ、中央ノ統治権ハ国民大会ニ帰属シテ之ヲ行使ス。国民大会ハ中央政府ノ官吏ニ対シ、選挙権、罷免権ヲ有シ、中央ノ法律ニ対シ、創制権、複決権ヲ有ス」（「国民政府建国大綱」第24条）³⁾と。こうして、中華民國憲法上、①総統、副総統の選挙、②総統、副総統の罷免、③憲法の改正、④立法院が提出した憲法改正案の複決が国民大会の職権とされた（中華民國憲法第27条）。

しかし、1990年に当時の李登輝総統が召集した「国是会議」（有識者会議）以降、国民大会の改革が論じられるようになった。2000年4月25日、与野党の政治家たちは、国民大会の機能を大幅に制限することに合意し、第6回憲法改正が行われた。この憲法改正の結果、国民大会は憲法改正案の発議権を失い、憲法改正にかかる国民大会の権限は、立法院が提出する憲法改正案の審議・投票に限定されることになった。

²⁾ 以下、中華民國憲法の日本語訳は、萩野芳夫ほか編『アジア憲法集〔第2版〕』（明石書店、2007年）975-999頁（小田美佐子訳）を参考にした。

³⁾ 外務省調査部編『孫文全集〔上〕』（原書房、1967年）1113頁。

(2) 2005年以後の改正手続

さらに、2004年8月26日、立法院は第7回憲法改正案を發議し、2005年6月7日、国民大会はこの憲法改正案を承認した。この第7回憲法改正による憲法増補条文第12条は、憲法改正の手続について、次のように規定している。

「憲法の改正は、立法院立法委員の4分の1の提議、4分の3の出席、および出席委員の4分の3の決議による憲法改正案の提出、かつ公示の半年後の、中華民國自由地区選挙人の投票による再議決、選挙人総数の過半数を超える有効同意票を経れば、直ちにこれを通過し、憲法第174条の規定は適用されない。」

こうして、現在では、憲法の改正は、立法院が發議し、国民投票による国民の決定に委ねられるものとされている。

中華民國憲法の憲法改正手続を表にまとめると、以下の通りである。

| 時 期 | 2000年まで | 2000年から2005年まで | 2005年以後 |
|------|------------|----------------|----------|
| 発案機関 | 立法院および国民大会 | 立法院 | 立法院 |
| 議決機関 | 国民大会 | 国民大会 | 国民（国民投票） |

II 499号解釈

(1) 事実関係

1999年5月7日、李登輝総統は、中華民國憲法増補条文第1条の規定に基づき、第3期国民大会を召集し、同年9月4日、国民大会の機能を凍結する第5回憲法改正が可決された。この憲法改正は、国民大会の機能の凍結と引き換えに、もともと2000年3月に総統選挙と同時に進行予定であった国民大会代表の選挙を凍結し、代表の選出手段も直接選挙から比例代表制に変え、その任期を立法委員の改選まで、1年2ヶ月の間延長するという内容を含んでいた。

これに対し立法委員が、国民大会代表の選出方法を直接選挙から比例代表制に変更することおよび、国民大会代表と立法委員の任期を延長することが、民主共和国原則および国民主権原則という憲法改正の実体的な限界を超えるのではないかとし、司法院大法官会議に判断を求めたのが本件である⁴。

⁴ 司法院大法官審理案件法第5条3項によれば、立法院の3分の1の委員が、憲法解釈を求めて、直接に大法官会議に申し立てることができる。参照、李仁森「台湾における違憲審査制」北海道大学法学論集47巻5号323頁、347頁（1997年）、黄昭元（安西文雄訳）「台湾の民主化における司法創造的立憲主義—大法官会議の役割と個人の権利の保障—」全国憲法研究会・大須賀明編『アジア立憲主義の展望』（信山社、2003年）79頁、81頁。

(2) 判 旨

大法官會議は、中華民國憲法の中に、憲法秩序を形成する本質的に重要な原理があり、それが憲法改正の実体的な限界となることを指摘する。すなわち、「憲法の中で、本質的な重要性を有し、規範秩序存立の基礎となるものが無制限に憲法増補条文によって改正されると、統合的な憲法秩序が破壊される。それ故、そのような改正は正当性を有しない」。そのような基本的原理とは何かについて、大法官會議は、民主共和国原則（第1条）⁵、国民主権原則（第2条）⁶、国民の基本的権利（第2章）、および権力分立原理を挙げる。そして、これらの原理は「現行憲法の存立の基礎であり、憲法によって設置される機関はこれを遵守しなければならない」と述べる。

それらの原理が憲法改正の限界となることがどのように根拠付けられるのか、大法官會議自身は、はっきり述べているわけではない。ただ、大法官會議が、国民大会の憲法改正権は憲法によって賦与されたものであることを指摘し、また、中華民國憲法の中に本質的に重要な部分とそうではない部分があると区別していることから、大法官會議は、カール・シュミットの憲法定制権力と憲法改正権力との区別、憲法と憲法律との区別に倣って、憲法改正の限界を根拠付けているのではないかと推測することができる⁷。

そして、今回の改正のうち、国民大会代表の選出方法を直接選挙から政党比例代表制へと変更したことについて、大法官會議は、本質的に直接公選の代表に留保されるべき権限を国民大会に残したまま、国民大会代表の選出方法を比例代表制へと変えることは、「明らかに憲法第25条と矛盾するだけでなく、憲法第1条の下で中華民國は民主的共和国であるという基本原理に違反する」⁸と判示している。

そして、国民大会代表の任期延長については、「国民主権の原理によれば、代表の権限は国民から直接授権され」、「代表が選挙民から賦与された権限を行使するときは、選挙民との契約を遵守しなければならない」ところ、そのような契約の1つの側面として、「改選できない正当な理由がない場合、直ちに改選しなければならない。さもなくば、代表とはいえない」と指摘する。「国民大会代表と立法委員の任期の延長は、憲法上、法律による改選ができない正当な理由が存在せず、憲法増補条文による任期の延長は、上記の原則に違反する。それだけでなく、国民大会代表が自らの任期を延長することは、利益相反禁止原則にも反し、自由民主の憲法秩序に反する」と判示した。

このように大法官會議は、おそらくシュミット流の憲法改正限界説に依拠しつつ、本件憲法改正は、中華民國憲法の改正の限界を超え、許されないものとした。大法官會議によるこの憲法改正限界説は、中華民國憲法の理解として正しかったのだろうか。以下、憲法改正の限界についての日本と台湾の学

⁵ 中華民國憲法第1条は、「中華民國は、三民主義に基づき、民有、民治、民享の民主共和国とする。」と規定している。

⁶ 中華民國憲法第2条は、「中華民國の主権は、国民全体に属する。」と規定している。

⁷ 許宗力「憲法違憲乎？」『法與国家権力Ⅱ』（元照出版、2007年）354-356頁。

⁸ 中華民國憲法第25条は、「国民大会は、本憲法の規定によって全国国民を代表して政権を行使する。」と規定している。

説を整理・検討することを通じて、この問題を考えてみたい。

第2章 憲法改正限界説

I 日本における学説

(1) 根本規範説

まず、戦前日本で無限界説が多数説であった中で、限界説の主張をしていた清宮四郎教授の説を検討したい。清宮教授は、憲法の内部で根本規範、憲法改正規範、普通の憲法規範という三つの異なる法規範を区別し、それぞれの規範について改正の可能性を検討する⁹。

根本規範とは何かについて、清宮教授は、「法秩序の統一性を基礎付けるものとして始源的に法を創定する機関を設定する規範」¹⁰であるとする。清宮教授がいう「根本規範」は、ケルゼンがいう「根本規範」とは異なる。ケルゼンの「根本規範」が、法論理上の仮説的な規範であり、それ自体実定法ではなく、実定法の前提として認められるものであるのに対し、清宮教授は、「憲法制定者に憲法制定権を授権する法規範また歴史的な意志行為に基づくものとみられるから、根本規範は、単に前提されるばかりでなく、実定的に定立された法規範とみなすのが妥当である」という¹¹。このように、清宮教授の根本規範は、実定化された規範であり、「国法体系においては…憲法の中にその席を占めて」おり、「憲法の一部であり、憲法の憲法という憲法」だとされる。

では、根本規範と憲法制定権力とはどのような関係にあるのか。憲法制定権力は性質上法的に無条件・絶対的なものであり、これを制限するものはありえないとする見解に対し、清宮教授は、憲法制定権力は「根本規範によって認められ、その規律に服する権力」であるから、「自らの根拠となる根本規範の定める原則を動かすことは許されない」¹²という。

また、根本規範と憲法の関係については、清宮教授は、「根本規範は、憲法が下位の法令の根拠となり、その内容を規律するのと同じように、憲法の根拠となり、また、その内容を規律するものだ」という。これには2種類のものがあり、1つは、憲法制定権を持つ機関は誰かを定め、これに憲法制定権を授権する規範であり、もう1つは、制定された憲法の内容について、例えば、人権の尊重、平和主義というような限定を加える規範だとされる¹³。そして日本国憲法の根本規範は何かについて、前文に書かれた民主制原理—「人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基づくものである。

⁹ 清宮四郎『国家作用の理論』（有斐閣、1968年）158頁。

¹⁰ 同上、159頁。

¹¹ 清宮四郎『憲法I〔第3版〕』（有斐閣、1979年）32頁。

¹² 同上、34頁。

¹³ 同上、33頁。

われらは、これに反する一切の憲法、法令および詔勅を排除する」がこれに当たるとし、これは日本国憲法に正当性を賦与する規範だから、改正することは許されないという。また、民主制のほかに、「国民主権主義」、「基本的人権尊重主義」および「永久平和主義」の3つの原理と、これらの原理の根底にある原理としての「個人の尊厳」の理念も、日本国憲法の根本規範であると説く¹⁴。

憲法典の中の改正規定を改正できるかどうかについて、清宮教授は、「改正権者が自身の行為の根拠となる改正規定を同じ改正規定に基づいて改正することは、法論理的に不可能である」として、憲法改正規定も改正の対象にはならないとする。

(2) 自然法説

芦部信喜教授は、制憲権は憲法制定後、自ら憲法典の中に入り、法的拘束に服しつつ憲法（国の統治のあり方）を改める憲法改正権に転化したと主張する。この意味で、芦部教授は、清宮教授のような憲法制定権力と憲法改正権力の区別をしていない¹⁵。

芦部教授によれば、近代憲法の憲法制定権力は自然権の思想と不可分である。すなわち、「本来近代憲法は、すべて個人は互いに平等な存在であり、生まれながら自然権を有するものであることを前提として、それを実定化するという形で制定された」¹⁶。このように芦部教授は、憲法は、自然権を実定化したものとして理解し、それ故、憲法制定権力は、自然権に拘束されるとする。このような理解によると、憲法改正権も当然に自然権に拘束されることになる。

ここにいう自然権とは、「個人権、中核的な価値内容を形成する人間人格不可侵原理」を意味し、「近代憲法の基本的価値を表示する根本規範」である¹⁷。憲法は、国家権力を制限し、自由な人間による自由な社会の価値、社会国家の諸要素によって補完された民主法治国家の法の理念を維持し実現する規範の体系である以上、たとえ制憲権は実定法秩序の以前に存在するのであっても、国民が制憲権を行使して憲法を制定するときは、「人間人格不可侵原理」に反することは許されない。

以上の分析からわかるように、芦部教授によると、憲法とは「価値を全然無視した単なる容器」ではなく、「人間人格の尊厳を根本的な価値原理」とする規範的秩序である¹⁸。従って、憲法制定権と憲法改正権は共に自然権思想（人間人格不可侵原理）によって制限される。これを日本国憲法に即してみると、「人権」（自由の原理）と「国民主権」（民主の原理）とが、共に個人の尊厳の原理に支えられているという点で、近代憲法の本質であるとされる。さらに、平和主義についても、人権と国民主権と不可分に結び合っていること、また、憲法改正国民投票制（第96条）についても、国民主権の

¹⁴ 同上、33頁。

¹⁵ 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第4版〕』（岩波書店、2007年）41頁。

¹⁶ 同上、11頁。

¹⁷ 芦部信喜『憲法制定権力』（東京大学出版会、1983年）39頁。

¹⁸ 同上、54頁。

原理をゆるがすという点で、憲法改正権はこれらの原理を改変することは許されないものとされる¹⁹。

(3) 憲法制定権凍結説

樋口陽一教授は、憲法制定権について、「憲法改正権の上位に憲法制定権を想定することによって、改正権の行使に内容的限界を課すものであり、そのようなものとして、憲法の規範性の強化を志向する」静態的な立場と、「憲法制定権という観念」を「憲法のたえざる変更可能性を強調する方向に作用」させる動態的な立場とがあるという²⁰。

そして、樋口教授は、権力の制限こそを立憲主義の主要な狙いとする基本的立場から、静態的な憲法制定権力の捉え方を正当とし、国民の全能な「憲法制定権」そのものは、憲法の制定後は「観念化され、いわば永久的に凍結されることに」なるという²¹。樋口教授によれば、いったん成立し終わった憲法は、その憲法に内在するルールに従ってのみ変更・運用されるべきであり、憲法制定権力の観念は憲法制定の權威の所在を示し、憲法改正権の作用を限界づけるものと理解すべきだとされる²²。しかし、樋口教授が何をもって改正の実体的限界と考えているのかは、必ずしも明確ではない。ただ、樋口教授が立憲主義ということ強調することからすれば、おそらく権利の保障と権力の分立は改正することができないと考えているのであろう（フランス人権宣言第16条参照）。また、樋口教授が憲法制定権力の凍結を主張される目的の1つに、日本国憲法第9条の憲法変遷論を否定することがあるところからすれば²³、平和主義もまた憲法改正の限界だと考えているのではないかと推測される。

(4) 憲法同一性説

佐藤幸治教授の憲法制定権力と憲法改正権力の捉え方は、憲法改正権を「制度化された憲法制定権」と捉え、両者は質的に異ならないとする点で、芦部教授の学説と共通する。しかし、佐藤教授は、憲法制定権も自然法によって制限されるという芦部教授の主張に対しては、「自然法規範の内容を誰がどのような方法と手続で認識するのか、その認識の正しさはいかにして確定可能なか」という疑問を提起される²⁴。むしろ、佐藤教授は、国家の合法性の根拠を、「具体的な意思ないし実力」に求めている²⁵。

ただ、佐藤教授によれば、日本国民がこの全能の憲法制定権力を行使して、いかなる原理に基づいて憲法を制定するのが問題であるという。佐藤教授によると、日本国民が立憲主義憲法（日本国憲法）を制定したのは、「個人の人格的自律が尊重される“良き社会”の形成発展という長期的視野に立っ

¹⁹ 同・前掲注(15)366-367頁。

²⁰ 樋口陽一『憲法〔第3版〕』（創文社、2007年）82頁。

²¹ 樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』（勁草書房、1973年）301頁。

²² 同・前掲注(20)84頁。

²³ 樋口陽一『憲法I』（青林書院、1998年）388頁。

²⁴ 佐藤幸治『憲法〔第3版〕』（青林書院、1995年）39頁。

²⁵ 同上、99頁。

て自己拘束をなし、また、後の世代の国民がそれぞれの時代の状況に柔軟に対応しつつ“良き社会”の形成発展に向けて、自己統治を行うことを容易にする政治システムを構築」するためである²⁶。つまり、憲法制定当時の日本国民は、日本国憲法を制定するとき、様々な価値の中から「人格的自律」という道徳理論を選択して日本国憲法を制定したのである。

佐藤教授の学説においては、この「人格的自律」の価値が憲法改正の限界となる。将来の憲法改正者が「人格的自律」という道徳理論を廃棄して、別の道徳理論ないし価値を採用することとする場合、元の憲法典との同一性は失われることとなる。佐藤教授によれば、これはもはや改正ではなく、新憲法の制定になる。ただし、改正の限界内にとどまるか否かの判定権が改正権者自身の手にあるとされる限り、改正の名において新憲法の制定が行われることはありうるとされる²⁷。

(5) 授権規範説

長谷部恭男教授は、いかに憲法を正当化するかという観点から、憲法改正の限界を論ずる上で、憲法制定権力という概念は不要だと主張する。それには、2つの理由がある。第一に、憲法制定権力の主体が不明確であることであり²⁸、第二に、たとえ憲法制定権力の概念を認めるとしても、後の世代がその基本的決定たる憲法になぜ従うべきかについての根拠が明らかでないことである²⁹。

他方で、根本規範や自然法については、「道徳的な正当性は備えているかも知れないが、具体的な憲法典を定めるにはあまりにも抽象的である」という³⁰。「議会を一院制にするか両院制とするか、違憲審査機関を設営するか否か、それぞれの権利の保護範囲、さらには議員の任期や裁判官の身分保障のあり方など」について、根本規範や自然法からは確たる答えを得ることができず、もし「根本規範がすでに憲法典と同じ程度の具体的内容を備えているのであれば、改めて憲法典を持つことにはほとんど意味がない」という³¹。

このようにして、長谷部教授は、これまでの学説が憲法制定権力や自然法によって憲法を正当化してきたことを批判し、さらにそれらの正当化を前提とした憲法改正限界論を批判している。長谷部教授にとっては、「現に実践される憲法は、実践されることによってその存在が正当化される」のである³²。

むしろ、長谷部教授は、改正権は自らに授権している規範を改正することができないということから、改正の限界を根拠付ける。長谷部教授は、およそ授権規範というのは、①その権限を行使しうる

²⁶ 同上、99-100頁。また、佐藤幸治「人間の具体的生活の中の憲法」同『憲法とその"物語"性』（有斐閣、2003年）77頁、104頁も参照。

²⁷ 同上、40 - 41頁。

²⁸ 長谷部恭男「憲法制定権力の消去可能性について」『岩波講座憲法6』（岩波書店、2007年）53頁。

²⁹ 同上、56頁。

³⁰ 同上、59頁。

³¹ 同上、59-60頁。

³² 同上、61頁。

主体、②その権限を行使しうる手続、③その権限の内容を定める3種類の規範から成り立つとした上で、憲法改正権も自らを構成する授権規範、すなわち、①改正権者を国会両院と有権者とし、②両院の各総議員の3分の2の賛成による発議と有権者の過半数による承認を手続として要求する憲法第96条、③内容上、改正しえない実体的な改正禁止規定として定めた憲法前文、第9条および第11条は、改正することが許されないという³³。

ただし、長谷部教授がいう憲法改正の限界は、事実上の限界であって、それは改正行為に関与する人々（国会議員、官僚、裁判官、広くは有権者）の実務慣行として存在するに過ぎない。この限界を受け入れるか否かは、政治道德にかかわる問題とされている³⁴。

II 台湾における学説

(1) 憲法制定権力による根本的決定説

台湾では、改正には限界があると主張する学者は、主にドイツのカール・シュミットの学説に影響を受けている。

たとえば、劉慶瑞教授は、憲法改正限界について、シュミットの限界説を引用して、次のように説明する。すなわち、「憲法制定権力と憲法改正権力とは、性質が異なる。憲法制定権は力から生まれた実力であり、その力によって共和制か君主制かという国体を決め、その力によって民主制か独裁制かという政体を決めた。それ故、国体と政体はまさに憲法の根本規範である。憲法改正権は、反対に、力から生まれるのではなく、法によって制限される。換言すれば、力が憲法を制定し、その憲法がある機関に憲法改正権を授与する。憲法が創設した権力（憲法改正権）が憲法の根本精神を破壊するということは、論理的には成り立たない。それ故、憲法改正機関が憲法改正手続に従って、共和制から君主制へ、民主制から独裁制へと憲法を改正することは、法理的には不可能である。もし、この限界を越えて憲法が改正されるならば、それは旧憲法を廃止して新憲法を制定することになり、この行為は革命やクーデターと呼ばれる」³⁵。

このように、劉教授は、憲法制定権力と憲法改正権力を区別し、制憲権が改正権に優位すると説いて、制憲権による根本的決定である根本規範（国体と政体）を改正権が改正することは許されないという。

薩孟武教授も、シュミットの憲法改正限界説に賛成する。薩教授は、「根本精神（国体と政体）」のほか、憲法改正規定と憲法の根本規範を補充する規定も、改正の限界として挙げる³⁶。前者が改正の

³³ 長谷部恭男『憲法〔第4版〕』（新世社、2008年）39頁。

³⁴ 同上、38頁。

³⁵ 劉慶瑞『中華民国憲法要義』（自主出版、1994年）25頁。

³⁶ 薩孟武『中国憲法新論』（三民書局、1993年）26-27頁。

限界となるのは、憲法改正手続は高次の機関である憲法制定者が憲法改正者を拘束するため設けた制限であり、改正機関が改正手続を変更することは、法理に反する行為になるからである。憲法の根本規範を補充する規定³⁷も、改正限界の限界であるとされるが、如何なる改正も許されない根本規範とは異なって、憲法の根本規範を補充する規定は、憲法の同一性を喪失させない限りでこれを改正することができると思われる。

劉教授・薩教授とも、憲法の根本規範ないし根本精神が憲法改正の実体的な限界になるとする。しかし、中華民國憲法には、ドイツ基本法第79条3項、フランス憲法第89条5項、イタリア憲法第139条のような明文の改正禁止規定は存在しない。そうしたとき、両教授が憲法の「根本精神」として挙げる「国体」と「政体」は、どうしてこれらが中華民國憲法の「根本精神」であるといえるのだろうか。中華民國憲法の憲法制定者である制憲国民大会が何を「根本精神」だと考えていたのかは、明らかではないのではないのか。

劉教授と薩教授の学説の明確でない点を補おうとしたのが、呉庚教授と李惠宗教授である。大法官として499号解釈の作成に携わった呉庚教授は、カール・シュミットの「憲法」と「憲法律」の区別を受けて、シュミットがワイマール憲法の「憲法」として挙げた諸原則—民主主義、国民主権、共和制、連邦制、代議制、市民的法治国—を参考にする³⁸。かくして、呉教授は、現行中華民國憲法の基本原則として、「共和国原則」「民主国原則」「法治国原則」「福祉国家原則」という4つの基本原則を列挙する³⁹。

李惠宗教授は、大法官會議485号解釈、大法官會議490号解釈および499号解釈を分析して、「憲法価値体系」という概念を提起する。李教授によれば、憲法の価値体系とは、国家の哲学思想と社会変遷に由来し、共同体の成員が共通価値として有する価値であるという⁴⁰。この価値体系は、先憲法的な存在であるが、憲法の制定によって初めて錨で係留（verankern）される。また、各国の憲法にはそれぞれの価値体系が存在する。李教授によると、中華民國憲法の価値体系は、①国民主権、②民主原理、③自由主義的な基本権保障、④権力分立、⑤価値多元主義という5つの内容から構成される⁴¹。そして、499号解釈は今まで認識されなかった中華民國憲法の価値体系を発見した解釈であるとされる⁴²。

李教授の学説も、劉教授と薩教授がいう憲法制定権力と憲法改正権力との区別を前提に、憲法の制定は国民主権の直接的な表現であって、憲法改正は憲法制定者が決める基本決定の枠組みの中で行わ

³⁷ たとえば、「總統は國家の元首であつて、對外的に中華民國を代表する。」と定める中華民國憲法35条の規定は、根本規範である共和国原理（第1条）を補うものであると説明される。

³⁸ 呉庚『憲法的解釈與適用【第3版】』（自主出版、2004年）18頁および24頁。

³⁹ 同上、35頁以下。

⁴⁰ 李惠宗「談憲法的価値体系」月旦法学雜誌第61期142頁、143頁（2000年）。

⁴¹ 同上、143頁。

⁴² 同上、144頁。

なくてはならないという学説の1つとして理解すべきであろう。この憲法価値体系は、憲法制定者が行った、国政のすべてに対し拘束力がある価値決定であって、憲法改正権者もこれに拘束されるのである⁴³。

(2) 制憲権凍結説

董保城教授は、憲法制定権力の性質について次のようにいう。すなわち、「憲法の制定と憲法の改正は本質的に異なる。前者は『力』から生まれて、後者は『法』に従う。…制憲権は原始の状態から来たのであり、日常的な権力行使でもなく、統治権でもない。制憲権は、憲法以前に存在するが…憲法を制定した後役割を果たして身を引き、憲法規範の下にある改正権とは異なる法体系に属する。制憲権と改正権の間には、上下関係は存在しない」⁴⁴。董教授によれば、国民主権に基づく制憲権は憲法を制定した後、眠りにつき、憲法規範が失われたときに、再び目覚めて登場するという。

董教授は、憲法改正権も立法、行政、司法権といった国家作用と同じく、憲法によって創られた権力の1つであり、憲法によって規律されるとする。つまり、憲法改正の主体、その手続、それに対する制限はすべて、「憲法留保 (Verfassungsvorbehalt)」事項であり、制憲者がこれを憲法典に定め、そして改正権者はそれによって拘束されるという⁴⁵。

憲法制定権力は憲法制定後その役割を果たして身を引いて憲法典に入るという董教授の学説は、樋口教授の制憲権凍結説と類似する。ただ、樋口教授の学説で何が憲法改正の限界となるのか必ずしも明確ではないのとは違って、董教授は、改正の実体的な限界について、499号解釈を参考にして、中華民国憲法第1条の共和国原則、第2条の国民主権原理、権力の分立と権利の保障などの原理は中華民国憲法の本質的に重要な部分であって、家の大黒柱に相当し、改正することは許されないという⁴⁶。

(3) 憲法核心理論としての改正限界説

陳慈陽教授は、国民主権の原理から、憲法制定権力にせよ、憲法改正権力にせよ、両方の正当性は共に国民の意思に遡ることができ、前者が後者に優位するとは言えないという。また、カール・シュミットがいう憲法制定権力と憲法改正権力の二分法は恣意的な区別だと批判し、憲法改正権は憲法によって実定法化された「憲法制定権力」であると捉える⁴⁷。

このように陳教授は、シュミットの影響を受けた憲法改正限界説を批判し、それに代えて「憲法核心価値」による改正限界説を提唱する。陳教授によれば、憲法制定者は、「理性的な国民主権」に基

⁴³ 同上、147頁。

⁴⁴ 董保城『憲法新論〔第2版〕』(元照出版社、2004年)103頁。

⁴⁵ 同上、103頁。

⁴⁶ 同上、102頁。

⁴⁷ 陳慈陽『憲法学〔第2版〕』(元照出版社、2005年)118-119頁。

づき、憲法核心価値を内容とする憲法典を制定することにより、憲法核心価値を実定法化する⁴⁸。憲法核心価値について、陳教授は、ドイツ基本法第79条3項の規定とそれに関するドイツの学説を参考にして、人間の尊厳、法治国原則、権力分立原則などの原理を挙げ⁴⁹、これらの憲法核心価値が憲法の解釈と適用、さらに違憲審査の場面で拘束力を有することによって、自由で民主的な憲法秩序が存続することになろうと主張する⁵⁰。

陳教授の学説は、憲法改正権力を「制度化された憲法制定権力」と捉え、両者の質的相違を否定する点で、芦部教授や佐藤教授と共通する。しかし、佐藤教授が憲法制定権力の全能性を前提としているのとは異なり、陳教授は、憲法制定権力もまた憲法核心価値によって拘束されるべきだと考えている。そして、この憲法核心価値が何に由来するのかについて、陳教授は、スイスの憲法学者ケーギの影響を受けて、自然法の観念であるとしており⁵¹、その点で陳教授の学説は、自然法を根拠に憲法の改正の限界を説く芦部教授と見解を同じくしているということができよう。

Ⅲ 小 括

以上、憲法改正限界説について、日本の憲法学界と台湾の憲法学界の代表的な学説を取り上げて検討してきた。憲法改正には実体的な限界があるとする見解は、2種類に大別される。1つは、自然法思想によって憲法制定権力自体が拘束されるとする見解である。この見解は、近代憲法は人間の尊厳という価値を守るためのものであり、憲法制定権力にしろ、憲法改正権力にしろ、この価値を否定する憲法規範を定めることは禁止されるとする（芦部説および陳説）。もう1つは、憲法制定権と憲法改正権を区別し、憲法改正権は憲法制定権によって与えられた権限であるから、憲法制定権が定めた根本原理（根本規範）に反するような改正、あるいは憲法の同一性を失わせる改正をすることはできないとする見解である（清宮、佐藤、劉、薩、呉、李の各学説）。また、憲法制定権力は憲法制定後は凍結され、憲法の改正は制憲者が定めた憲法の根本精神の枠組みに従って行わなければならないという見解（樋口説および董説）は、この見解の変種といえよう。

自然法を根拠とする改正限界説について、確かに、ドイツにおいて、ワイマール共和国の時代に、国会がワイマール憲法の核心価値を破壊する法律を制定して、ナチスの独裁が成立し、人権が蹂躪されたという歴史的な経緯があった。このような悲惨な過ちを繰り返さないようにするために、近代憲法は何よりも人間の尊厳という価値の保障を重要な役割としていっていると考えるべきことは、理解できる。しかし、佐藤教授が批判するように、この自然法というものは、いったい誰が認識し、どのような方

⁴⁸ 同上、147頁。

⁴⁹ 同上、148頁。

⁵⁰ 同上、150頁。

⁵¹ 同上、142頁。

法でその認識の正しさが確認されるのだろうか⁵²。憲法改正が行われたとき、その改正が自然法に反するかどうかという判断は、裁判所に委ねられるのだろうか。また、この自然法の具体的な内容は、普遍的で、いつの時代でもどこの社会でも同一だといえるだろうか。日本国憲法における「個人の尊重」「個人の尊厳」とドイツの基本法における「人間の尊厳」の具体的な内容は同じであろうか。

憲法制定権力と憲法改正権力との区別を根拠とする改正限界説については、憲法改正者は憲法制定者が根本的な決断によって定めた憲法の枠組みと内容を尊重しなければならず、それを否定する改正は許されないという論理構造は、理解できる。しかし、なぜ前の世代が設定する枠組みと内容に、後の世代のわれわれが従わなければならないのか。

また、この問題を考えるとき、台湾では、憲法改正限界論が日本の場合とは異なった実践的意義を有するというを考慮しなくてはならない。日本では、憲法改正限界説は、ある意味で政治の暴走に歯止めをかけるための主張であり、政治道德の問題であるにとどまる⁵³。これに対して、台湾の場合には、憲法改正の限界という概念は、499号解釈によって、憲法改正の法的効力を左右する非常に大きな意味を持たされている。ところが、肝心の憲法改正の限界の具体的な内容については、学者によって意見が一致しておらず、そのような不確定な概念によって憲法改正の効力を左右することは適当であるとは思われない⁵⁴。

第3章 憲法改正無限界説

I 日本における学説

(1) 法本質論説

大石義雄教授は、憲法改正の限界の有無について、法の本質の観点から検討する必要があるという。大石教授は、社会的事実と法的事実とを区別し、憲法改正の問題は常に法的事実との関係において捉えるべきであるとする。法的事実とは、「法の生み出した事実であって法の支配する事実」⁵⁵のことである。例えば、「永久に戦争を放棄する」ということは、単純な社会的事実ではなく、法の生み出した事実即ち法的事実である。したがって、法的事実は、これを支配する法の変化に従って変容することを本質とする。そして、「法は法社会の社会意思であって、意思の性質上可変的なものであるから、憲法規定中或ものはこれを変えることができるけれども、或規定はこれを変えることができないとい

⁵² 佐藤幸治・前掲注(24)39頁。

⁵³ 長谷部恭男、前掲注(33)40頁。

⁵⁴ なお、499号解釈における大法官陳計男および蘇俊雄の反対意見は、憲法改正に実体的な限界があるとしても、その内容は必ずしも明確ではないので、ある憲法改正がそのような限界を超えたかどうかの判断は、司法院よりはむしろ、憲法改正権者である国民大会、さらには主権者である国民の手に委ねられるべきだと主張している。

⁵⁵ 大石義雄「憲法改正とその限界」『文献選集日本国憲法13 憲法改正論』(三省堂、1977年)97頁、104頁(初出は公法研究8号、1953年)。

うようなことは、法の性質上かんがえられない⁵⁶。したがって、このような法の本質上、法理論としては、憲法改正に限界は存しないことになる。

要するに、大石教授の見解は、およそ法は社会の変転に対応しなければならないところ、憲法も法である以上、同じように社会の変化に対応する必要がある、人為的に改正の限界を定め、憲法改正者を拘束することは、法の本質に背反するという見解であるとみることができる。

(2) 国民主権原理説

佐々木惣一教授は、憲法の制定と改正とは同じ主権の行為とみる。そして、主権の源泉は国民にあると考えるので、憲法の制定と改正は共に国民が主導しなければならないという。日本国憲法第96条の「国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない」という文言は、この意味で理解されるべきである。つまり、国会が提出する憲法改正発議に対し、国民は最終の同意権を持つ。国民が同意さえすれば、改正案は国民の名で憲法と一体を成して公布される。したがって、この前提を踏まえるならば、憲法の定めた手続に従えば、国民は憲法のいずれの規定をも変更することができることになる⁵⁷。ただし、佐々木教授は、憲法の改正に限界があるとすれば、「それは、憲法をつくる者即ち国権の源泉者たる国民の力に内在する限界であるの外はない⁵⁸ともいい、国民主権原理は憲法改正の限界となることを認めている。

現在この佐々木教授の考えは、大石眞教授に引き継がれている。大石教授も日本国憲法第96条の規定に注目して、憲法改正に限界があると唱える学説に対し次のようにいう。すなわち、「日本国憲法第96条は、必ず国民投票を行うことを定め、しかも、その結果に国会両議院の特別多数決による提案を覆す効果まで認めている。したがって、現行憲法における憲法改正権限は、…国会が提案した改正案に対し国家機関としての国民（公民団）が主権者として表決権を行使するもの、と理解しなくてはならない⁵⁹。もし憲法改正に限界があるとすれば、まさに「国民の自由決定権を認めないことになって、原理的に国民主権の考え方と矛盾することになる」というのである⁶⁰。

これらの佐々木教授と大石眞教授の見解によると、憲法改正の限界は、国民主権原理しかないことになる。これは一言でいうと、国民主権全能論であるということができよう。

56 同上、104頁。

57 佐々木惣一「憲法を改正する国家作用の法理」法学論叢60巻1・2号1頁、8-11頁（1949年）。また、同「憲法改正問題の処理」『憲法論文選 三』（有斐閣、1957年）255頁、268-270頁も参照。

58 同上、269頁。

59 大石眞『憲法講義 I』（有斐閣、2004年）109頁。

60 また、大石眞教授は、戦後多くの憲法学者がいう日本国憲法の基本原理（国民主権・平和主義・基本的人権の尊重や社会国家、福祉国家）を、憲法解釈に名を借りた国民道徳論と呼び、これと護教論的な憲法改正限界論と結びつけ、日本国憲法が信条としているはずの「国民主権」の原理性を失わせると批判する。大石眞『憲法史と憲法解釈』（信山社、2000年）192-194頁を参照。

(3) 個別憲法典考察説

工藤達朗教授は、これまでの憲法改正論議は、ヨーロッパ生まれの概念を用いて行われており、すべての憲法に共通する一般理論であるように見えるが、実は、「そうではないように思う」という。そこで憲法改正の限界の有無については、個別の憲法典の規定に即して議論すべきだとする。というのも、憲法の改正は、それぞれの憲法典が設ける改正手続の内容に左右されるし、またそれぞれの憲法が基づく思想によって異なるからである⁶¹。

このような前提を踏まえ、工藤教授は、日本国憲法に即して、①憲法改正禁止規定は効力を有するか、②憲法改正規定を改正することができるか、③憲法の全面改正は許されるか、④基本決定または基本原理を改正することができるかという4つの具体的な問題を検討する。

まず、①について、ドイツでは基本法第79条3項を根拠に、連邦制、人間の尊厳、民主制、社会的法治国など一定の事項の改正が明文で禁止されている。そして、このような改正禁止規定の効力をめぐって、改正禁止規定は法的拘束力を有し、改正禁止事項を改正することは許されないとするのが、工藤教授によれば、ドイツでは通説のようである。これに対し、日本では、理論的な限界を説くことには熱心であるが、改正禁止規定の意義には消極的である。たとえば、憲法前文に「一切の憲法……を排除する」とあるにもかかわらず、これを改正禁止規定と捉える学説は少ない。

それでは、なぜ改正禁止規定に対するドイツと日本の学説の態度は違うのだろうか。工藤教授の推測によると、その原因は、改正の主体が違うからであるという。ドイツは議会だけで憲法を改正できるのであるから（基本法第79条2項）、制憲権の主体と改憲権の主体が異なっている。これに対し日本の場合、改正手続に国民投票制が定められていて、制憲権者と改憲権者は同一の主体であるから、改正禁止規定の効力を否定してもかまわないとされるのである⁶²。

②の「憲法改正規定を改正することができるか」という問題について、「憲法改正権が憲法96条で与えられたのであれば、権限の根拠規定を否定することになり、自己矛盾ではないか」という指摘がある。これに対し、工藤教授は、そもそも憲法改正権が憲法第96条ではじめて与えられたのかどうか問題であり、「憲法改正権の主体は憲法制定権力の主体と同一の国民だと考えれば、権限自体はすでに存在しており、96条は権限行使の手続を定めたに過ぎ」ず、自己矛盾は生じないと説明する⁶³。

③の「憲法の全面改正は許されるか」という問題について、工藤教授は、そもそも全面改正か部分改正かという区別をすることが難しく、部分改正を繰り返すうちに全面改正になることもあるではないかと指摘する。また、憲法改正限界説に立つとしても、基本決定がそのままであれば、憲法典の文言を全面的に書き換えても問題はないことになるのではないかと主張する⁶⁴。

61 工藤達朗「憲法改正限界論」『岩波講座 憲法6』（岩波書店、2007年）235頁、243頁。

62 同上、244頁。

63 同上、245頁。

64 同上、246頁。

④の「基本決定または基本原理を改正することができるかどうか」という問題について、工藤教授は、「日本国憲法の基本決定が何か、これも明らかではない。日本国憲法の基本原理として、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義があげられることが多く、これら3つが基本原理であることは自明視されているが、なぜそう解されるのか、あまり説明されていないのである」と述べて、基本決定または基本原理を改正の限界とすることに疑問を提示する⁶⁵。

II 台湾における学説

(1) 法本質論説

台湾において、改正無限界説を最初に主張した憲法学者は、林紀東教授である。林教授は、「法律は社会生活のルールであって、社会生活の需要によって創設されるし、内容も社会生活の変遷によって変わるべきである。…もし、憲法の中に絶対に改正できない限界があるとしたら、そのことは憲法が社会生活の一種の規範であって、社会の変化に適応しなくてはならないという[法の]本質に合わないではないか」⁶⁶と述べ、憲法の改正に限界を設けるべきではないと主張する。

「憲法の制定は、当該社会の政治権力がその当時の需要をみて行った。憲法の改正も同様であるべきだ」⁶⁷という林教授の改正無限界説の見方は、法の本質論に基づくものであって、大石義雄教授の見解と同じ立場と考えることができる。

(2) 制憲行為・改憲行為同一説

黄昭元教授は、憲法を制定する行為と憲法を改正する行為とでは、国民が憲法に最初に正当性を賦与するか、再び正当性を賦与するかという違いしかなく、両者は本質的には差異がないという⁶⁸。そのうえ、中華民國憲法の場合、制憲国民大会とその後の国民大会とは代表の選出の基盤が同じで、さらに国民を代表して主権を行使する点も同じであり、憲法制定の主体と憲法改正の主体は同一であるから、なおさら中華民國憲法の改正には限界はないと考えるべきだとされる⁶⁹。また、黄教授は、各国憲法の制定過程をみれば、憲法制定者がその後の憲法改正者よりも賢明だとは必ずしもいうことができず⁷⁰、そうすると、なぜ後の世代は憲法を制定した世代が定めた政治体制に従わなければならないのかという問題が生じるとして、そうした点からも、改正限界説には正当性がないという⁷¹。

⁶⁵ 同上、246頁。

⁶⁶ 林紀東『中華民國憲法逐條釈義(四)』(三民書局、1981年)388-389頁

⁶⁷ 同上、390頁。

⁶⁸ 黄昭元「修憲界限理論之検討」『現代国家與憲法』(月旦出版社、1997年)216頁。

⁶⁹ 同上、222頁。

⁷⁰ 例えば、フィラデルフィアの憲法制定会議に参加した各州の代表は、国民の直接選挙で選出されていたわけではなく、ほとんどが白人の資産家であるというにすぎなかった。また、中華民國憲法が制定されたのも、国共内戦が激しい混乱した時期であった。

⁷¹ 黄昭元・前掲注(68)、223頁。

黄教授の無限界説の最大の根拠は、憲法の制定と改正とはともに国民またはその代表者が憲法に正当性を賦与する行為であって、その性質は本質的には変わらないとする点にある。中華民国憲法において憲法制定の主体と改正の主体が同一であるというのは、黄教授の無限界説では、決定的な根拠ではない。工藤教授の無限界説において（おそらく佐々木教授・大石眞教授の無限界説においても）、憲法制定の主体と改正の主体が同一であるかどうかということが決定的な重要性を有するのに対し、黄教授は、制定主体と改正主体の不一致は必ずしも憲法改正に限界をもたらすものではないと考えているように思われる。

Ⅲ 小 括

以上、日本と台湾の代表的な無限界説を、憲法改正限界説を念頭において検討してきた。これらの検討でわかるように、憲法改正無限界説の主張には、次の3種類がある。第一は、国民主権を根拠とするものである（佐々木および大石眞）、この説によると、憲法制定権力と憲法改正権力は、本質的に同じ主体に属するものとされる。したがって、総体である国民によって投票で可決されるなら、憲法としての効力を持つ。憲法の制定と改正とはともに国民またはその代表者が憲法に正当性を賦与する行為で、本質的には変わらないとする黄教授の見解は、この説の変種とみることができる。第二は、法の本質を根拠とする説である（大石義雄および林）。この説によると、社会は時間の経過に伴って変転してやまないため、憲法も社会の変容に対応するため改正が必要となる。したがって、改正の限界を設けることは、法の本質に反する。第三は、憲法改正の限界の有無について、それぞれの国の憲法典の規定に即して判断すべきであるとする説である（工藤）。

これらの学説はそれぞれ視点が違うが、国民主権説のうち黄教授の見解と法本質説は、いずれの国の憲法であろうと、およそ憲法改正には限界がないとする議論である。しかし、各国の憲法典における憲法改正に関する規定はそれぞれ異なるのであって、憲法改正の主体（議会か国民自身か）や手続の違いを無視して議論をすることは、疑問である。

むしろ、工藤教授が主張するように、憲法の改正に限界があるかという問題は、ヨーロッパ生まれの概念を用いてすべての憲法に共通する一般理論として論ずるべきではなく、個別の憲法典の規定に即して議論すべきではないかというのが、本稿の立場である。

以下、工藤教授が示した4つの問題、すなわち、①憲法典における改正禁止規定は効力を有するか、②憲法改正規定の改正をすることができるか、③憲法の全面改正は許されるか、④基本決定または基本原理を改正することはできるかを検討することを通じて、中華民国憲法の改正の限界の問題を考えたい。

まず、①改正禁止規定について、中華民国憲法の場合、ドイツの基本法やフランス憲法、イタリア憲法とは違い、改正禁止規定は設けられていない。また、日本国憲法の前文、第9条および第11条の

ような改正禁止規定と読むことができるような文言、たとえば、「人類普遍の原理」、「永久にこれを放棄する」、「侵すことのできない永久の権利」といった文言も、中華民國憲法には存在しない。それ故、中華民國憲法の場合、改正禁止規定の効力の有無は、そもそも問題にならないと思われる。

③の「憲法の全面改正は許されるか」という問題について、工藤教授が指摘するように、部分改正を繰り返すうちに全面改正になることもあり、部分改正と全面改正とを区別することには、あまり意味がないように思われる。中華民國憲法の場合、当初の175ヶ条のうち、1991年から2005年までの間に全部で41ヶ条が改正され、またはその適用が停止されている。つまり、中華民國憲法全体の42パーセントの条文がすでに改正されたということになる。また、改正されてこなかったその他の条文についても、第2章（人民の権利義務）以外の条文は、多かれ少なかれ、いままでの憲法改正によって間接的な影響を受けている⁷²。このような改正の経過からすれば、部分改正を繰り返すうちに全面改正になることも、ないわけではないように思われる。

④の「憲法の基本決定や基本原理の改正が許されるかどうか」について、中華民國憲法の場合、何を基本決定や基本原理とみるべきなのかは、論者によって分かれている。499号解釈は民主国原理や共和国原理という抽象的な原則を中華民國憲法の基本原則として挙げたが、その抽象的な原則が具体的に何を意味するのかについては、学者の見解は分かれ、499号解釈を出した大法官自身すらも意見は一致していない。

そうすると、中華民國憲法の改正の限界となる可能性があるのは、②の憲法改正規定である。2005年の第7回憲法改正までは、中華民國憲法の改正は、国民大会が最終的な決定権を有していた（第174条）。国民大会の性質については台湾の憲法学でも議論があるが、1957年の大法官會議76号解釈⁷³は、国民大会は「憲法上の地位および職権の性質から、立法院、監察院と共に、民主国家の国会に相当」と述べている。このように国民大会は、国民を代表し、国民と近い機関であるということができると述べている。しかし、国民大会は、国民自身とは異なるというべきだろう。それ故、第7回憲法改正以前の台湾においては、ドイツの場合と同じように、憲法制定主体（国民）と憲法改正主体（国民大会）とが異なっていたということが出来る。そうすると、憲法改正規定を憲法改正機関に対する授權規範であるとみる長谷部恭男教授の見解に従えば、第7回憲法改正以前の中華民國憲法は、改正規定を改正することができないという限界があったことになり、さらには実体的な改正の限界があったと解することもできるだろう。

しかし、第7回憲法改正によって、中華民國憲法の改正は、現在では、国民が最終的な決定権を有するものとされている（増補条文第12条）。それ故、現在の中華民國憲法に即して考えれば、憲法制定の主体と改正の主体は同一であると考えることができる。そうすると、工藤教授の言うところを応

⁷² 参照、姚中原「台湾修改憲法界限の理論探討」國家發展研究第2卷第2期67頁、94頁（2003年）。

⁷³ 司法院編「司法院大法官會議解釋彙編」109頁以下参照。

用すれば、憲法改正権の主体と憲法制定権力の主体が同一の国民である以上、憲法改正の権限自体はすでに存在しており、中華民国憲法増補条文第12条は権限行使の手続を定めたに過ぎないことになるだろう。それ故、第7回憲法改正以降の中華民国憲法には、改正に実体的な限界はないことになる。

おわりに

以上、中華民国憲法の改正の限界について、日本と台湾の学説を取り上げて検討してきた。2005年以前、国民大会が改正の最終的な決定権を有していたときは、中華民国憲法には改正の限界があり、国民自身に改正の最終的な決定権が認められるようになった2005年憲法改正以降の中華民国憲法には改正の限界はないというのが、本稿のさしあたりの結論である。

では、冒頭で述べた499号解釈は、どのように評価したらいいだろうか。本稿の立場からしても、中華民国憲法の改正には限界があるという大法官会議の判断は正しかったと思う。しかし、その理由付けには、疑問がある。499号解釈がその改正限界論の根拠としていたのは、シュミットに由来する憲法制定権力と憲法改正権力との区別であった。しかし、憲法制定権力と憲法改正権力とを区別して考えるべきかどうかは、すべての憲法に共通する一般理論として論ずるべきではなく、中華民国憲法に即して議論すべきである。むしろ、499号解釈が出された当時の中華民国憲法の改正規定に即して考えれば、憲法の制定と改正の主体が異なっていたから、改正規定は改正機関である国民大会への授権規範であり、それ故に国民大会の憲法改正権には限界があったと考えるべきだったのではないだろうか。

しかし、繰り返しになるが、2005年の第7回憲法改正以降、憲法の制定主体と改正主体は、一致することになった。それゆえ、台湾において、憲法の改正限界説はその前提を失い、499号解釈も、その意義が薄れたとみるべきではないだろうか。

本稿では、499号解釈が提起した問題のうち、中華民国憲法には改正の実体的な限界があるかどうかという問題のみを扱った。憲法改正の手続に瑕疵があった場合にその憲法改正は有効かという問題および大法官会議が憲法改正の「合憲性」を審査する権限を持つか否かという問題については、今後の課題としたい。